

# “白ナンバー”での搬送は違法です!

霊柩車は国土交通大臣の事業許可が必要です。

Yes!



No!



おくる心を大切に  
葬送文化を守ります



一般社団法人 全国霊柩自動車協会

# 無許可の霊柩運送事業者5社に罰金刑

## 貨物自動車運送事業法第3条及び第9条違反

神奈川県警交通捜査課と川崎臨港署は、2017年5月、無許可の霊柩自動車で遺体を搬送したとして、貨物自動車運送事業法違反の罪で、神奈川県及び東京都の葬儀業者5社とその経営者らを書類送検しました。後日、それぞれの葬儀業者に罰金刑が課せられました。

このような  
運送行為は  
違法です！

1

運輸支局へ届出た霊柩車の運賃・料金を無料、ダンピング、アップングして搬送することは違法です。

2

他人からのご依頼によるご遺体搬送を自家用車(白ナンバー)で行うことは営業類似行為にあたり、有償、無償に関わらず違法です。

3

介護タクシーによるご遺体搬送は、違法です。



## 「おとり広告」にご注意!

下記のようなチラシ、ホームページ広告などは「おとり広告」に該当する要素が強いばかりではなく、これらの運賃の不当表示広告による運送行為は届出運賃違反です。

景品表示法に抵触  
する主な具体例

### 霊柩車によるご遺体搬送について

- ☞ ○○○会の会員は、霊柩車の搬送は無料。
- ☞ 病院・自宅から無料サービス(○○県内全域、○○kmまで等)。
- ☞ 当社でご葬儀の方は、ご遺体搬送無料サービス。
- ☞ 霊柩車、当社施行区域内は、全額または一部当社負担。
- ☞ 霊柩車、葬儀場所から火葬場まで全額または一部当社負担。

※最寄りの運輸支局へ届出された運賃・料金が適用されます。

お問い合わせ



一般社団法人 **全国霊柩自動車協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5 全日本トラック総合会館 2F  
TEL 03-3357-7281 FAX 03-3357-7374

<http://www.09net.jp/>

